

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント相談に従事する非常勤職員に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の相談業務に従事する特別職非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 非常勤職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ハラスメントに係る事案の解決に向けた専門的見地に基づく市の機関への指導、助言
- (2) ハラスメントに係る苦情・相談に関する専門的見地に基づく業務
- (3) その他ハラスメント防止に向けた専門的見地に基づく市の機関への指導、助言

(身分)

第3条 非常勤職員の身分は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(任用)

第4条 任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で総務企画局長が定めるものとし、非常勤職員の任用期間は4回に限り更新することができる。

- 2 市長が特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した非常勤職員を再度任用することができる。

(退職)

第5条 非常勤職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職の願い出が承認されて定められた日
- (3) 死亡したとき。

(解嘱)

第6条 市長は、非常勤職員が次の事項に該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務時間等)

第7条 非常勤職員の勤務時間は、月4時間とし、その割り振りは相談内容等に応じて決定するものとする。

(報酬)

第8条 非常勤職員には、第1種報酬を支給する。

2 非常勤職員の第1種報酬は、月額38,200円とする。

3 前各項に規定する第1種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(費用弁償)

第9条 非常勤職員がその勤務のために出張するときの費用弁償の支給については、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例第5条第2項及び第3項の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、市内出張の旅費については、鉄道費及び車賃の実費のみを支給する。

(公務災害補償等)

第10条 非常勤職員の公務災害補償等については、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

2 公務上の災害を受け勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬は支給しない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。